

ビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験実施要領 新旧対照表

新	旧	備考
発出機関名 厚生労働省<u>健康・生活衛生局</u> 前段 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）の 3（1）オに基づき定められた「特定技能」に係る試験の方針について」（令和 2 年 1 月 30 日出入国在留管理庁）（以下「試験方針」という。）に従い、ビルクリーニング分野特定技能 1 号に係る評価試験（以下「ビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験」という。）の適正な実施を確保するため、以下のとおりビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験実施要領を定める。	発出機関名 厚生労働省<u>医薬・生活衛生局</u> 前段 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）の 3（1）オ及び<u>（2）ウ</u>に基づき定められた「特定技能」に係る試験の方針について」（令和 2 年 1 月 30 日出入国在留管理庁）（以下「試験方針」という。）に従い、ビルクリーニング分野特定技能 1 号に係る評価試験（以下「ビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験」という。）の適正な実施を確保するため、以下のとおりビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験実施要領を定める。	組織改編による （2）ウは特定技能 2 号在留資格に係る記載であるため削除

1 試験概要 (1) ～ (2) 略 (3) 実施方法 <u>コンピュータ・ベースド・テスト</u> <u>(CBT) 方式 (注) 又は、ペーパーテスト方式</u> <u>により、学科試験及び写真・イラストを用い</u> <u>た判断試験による実技試験を行う。</u> <u>(注) コンピュータを使用して出題、解答する</u> <u>もので、受験者は、コンピュータの画面に表示</u> <u>される問題をもとに、画面上で解答する。</u>	1 試験概要 (1) ～ (2) 略 (3) 実施方法 <u>実技試験により行う。実技試験では、予め</u> <u>用意された状況設定において写真・イラスト</u> <u>を用いた判断試験、ビルクリーニング作業を</u> <u>行う作業試験により、業務上必要となる技能</u> <u>水準に達しているか否かを判断する。なお、</u> <u>判断試験においてビルクリーニング分野にお</u> <u>ける相当程度の知識又は経験を必要とする技</u> <u>能を要する業務に従事する者が通常有すべき</u> <u>知識の程度が測れることから、学科試験は実</u> <u>施しない。</u>	CBT・ペーパーテスト 各方式を追加する旨 を明記。学科試験に ついての記載は運用 要領の規定で足ると 判断し、削除。
---	--	---

(4) 事業年度における実施回数及び実施時期 日本国内・国外を問わず、試験の実施回数、 実施時期については、厚生労働省と試験実施機 関が協議の上決定する。	(4) 事業年度における実施回数及び実施時期 日本国内・国外を問わず、<u>試験実施機関が 準備した試験会場及び資機材等</u>を利用する試 験方式（以下「<u>集団試験方式</u>」という。）によ る<u>ビルクリーニング分野特定技能1号評価試 験の実施回数、実施時期</u>については、厚生労 働省と試験実施機関が協議の上決定する。<u>ま た、一定数の受験者（集団試験方式では受験 が困難な者に限る。）を確保し、かつ、試験会 場及び資機材等を自ら準備できる者（以下 「出張試験申請者」という。）の申請により実 施する試験方式（以下「出張試験方式」とい う。）によるビルクリーニング分野特定技能1 号評価試験は、国内で随時実施する。なお、 いずれの場合も判断試験と作業試験は、同一 会場で同一日に実施する。</u>	集団試験方式および 出張試験の記載を削 除。
--	--	---------------------------------------

(5) 実施場所 <u>日本国内・国外を問わず、実施環境が整った国・都市から実施する。</u> (6) ～ (7) 略	(5) 実施場所 ① <u>日本国内において実施する集団試験方式によるビルクリーニング分野特定技能1号評価試験は、受験者の応募状況に応じ、厚生労働省と試験実施機関が協議の上決定する。</u> ② <u>日本国外において実施するビルクリーニング分野特定技能1号評価試験（以下「国外試験」という。）は、試験実施環境が整った国から、厚生労働省と試験実施機関が協議の上、順次実施する。</u> ③ <u>出張試験方式によるビルクリーニング分野特定技能1号評価試験は、原則として、出張試験申請者が準備した試験会場で実施する。</u> (6) ～ (7) 略	他分野の試験要領で記載されていない内容を削除
--	--	-------------------------------

(8) 受験者の募集 試験実施機関は、日本国内及び試験実施国において試験実施の周知を図るとともに、自らのウェブサイト等を通じて受験者及び出張試験申請者を募集することとする。 <u>なお、試験日、試験会場、受験申込期間、受験料とその支払方法等、受験申込みに必要な事項のほか、受験日当日の本人確認書類等はウェブサイトに掲載することとし、受験申込みは当該ウェブサイトから行う。</u>	(8) 受験者の募集 試験実施機関は、日本国内及び試験実施国において試験実施の周知を図るとともに、自らのウェブサイト等を通じて受験者及び出張試験申請者を募集することとする。	不正受験防止のための確認について記載
--	--	---------------------------

(9) 受験の申請等

試験実施機関等は、(8)に基づき行う募集の期間内に行われた受験申請に限り受け付け、次に掲げる事項について審査し、要件を満たしていると認めた場合に、試験日時、試験場所、受験番号、受験者名等を記載した受験票を交付する。

① 受験資格（受験申請時点で確認できない場合は、受験日当日に、パスポート等により確認する。）

② 必要記入事項

③ 本人を識別できる写真（受験日当日に撮影）

④ 受験料の納付

⑤ その他、試験実施機関が定める添付資料
なお、試験会場の収容人数を超えた受験申請があった等の場合には、原則、先着順で受験者を決定する。

(9) 受験の申請等

①集団試験方式の場合

試験実施機関は、(8)に基づき行う募集の期間内に行われた受験申請に限り受け付け、次に掲げる事項について審査し、要件を満たしていると認めた場合に、試験日時、試験場所、受験番号、受験者名等を記載した受験票を交付する。

・ 受験資格（受験申請時点で確認できない場合は、受験日当日に、パスポート等により確認する。）

・ 必要記入事項

・ 本人を識別できる写真（写真データを含む）

・ 受験料を納付したことを証明する資料

・ その他、試験実施機関が定める添付資料
なお、試験会場の収容人数を超えた受験申請があった等の場合には、原則、抽選で受験者を決定する。

削除

②出張試験方式の場合

試験実施機関は出張試験申請者及び受験申請者について、次に掲げる事項について審査し、厚生労働省と協議の上、要件を満たしていると認めた場合に、出張試験の実施を決定する。また、試験日時、試験場所、受験番号、受験者名等を記載した受験票を発行し、出張試験申請者を通じて、受験申請者に交付する。

ア 出張試験申請者に係る事項

- ・ 判断試験及び作業試験の実施が可能な試験会場を準備できること
- ・ 作業試験に必要な資機材等を準備できること
- ・ 受験申請者（集団試験方式では受験が困難な者に限る。）を原則 20 名以上確保していること

イ 受験申請者に係る事項

①に掲げる事項と同じ。

試験方式の変更に伴
い削除

(10) 略 (11) 合否の通知方法 <u>試験実施機関等は、試験実施後 1 か月以内を目途に、合否を決定する。ペーパーテスト方式ではウェブサイトで試験合格者の受験番号を公表するとともに、受験者全員に合否通知書を電子媒体で送付する。また、コンピュータ・ベースド・テスト（CBT）方式による受験者は、受験者が受験者名、試験名、試験日、合否などの情報をスコアレポートとして取得できるようにする。</u> また、<u>試験実施機関は、試験合格者と受入れ機関で雇用契約が結ばれることが決定した後、試験合格者や受入れ機関による合格証明書の申請及び合格証明書発行手数料納付の手続きを経て、受入れ機関に合格証明書を交付する。</u> <u>合格証明書の交付申請期限は、当該試験の受験日から起算して 10 年以内とする。</u>	(10) 略 (11) 合否の通知方法 <u>試験実施機関は、試験実施後、1 ヶ月程度で自らのウェブサイトで試験合格者の受験番号を公表するとともに、受験者全員に合否通知書を電子媒体で送付する。</u> また、試験合格者と受入れ機関で雇用契約が結ばれることが決定した後、試験合格者や受入れ機関による合格証明書の申請及び合格証明書発行手数料納付の手続きを経て、受入れ機関に合格証明書を交付する。	合否の通知主体を試験実施機関に限定せず、CBT 試験受託業者ができるように改正。 合格証明書の交付申請期限を明記。
--	---	---

2 試験実施体制 (1) 試験問題作成体制 試験問題の作成に当たっては、試験実施機関は厚生労働省と協議の上、公衆衛生、建築物清掃、作業安全、職業訓練等に係る有識者等からなる有識者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 委員会は、本要領 3 から 5 で定める内容に基づき試験実施機関が作成した出題範囲案、配点基準案及び試験問題案を確認し、試験実施機関及び厚生労働省に必要な助言を行う。 試験実施機関と厚生労働省は、委員会の助言を受け、ビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験の出題範囲、配点基準及び試験問題を策定する。<u>なお、試験問題は、専門用語等については注釈として英語や試験実施国の現地語等、他の言語を記載することもできるものとする。</u>	2 試験実施体制 (1) 試験問題作成体制 試験問題の作成に当たっては、試験実施機関は厚生労働省と協議の上、公衆衛生、建築物清掃、作業安全、職業訓練等に係る有識者等からなる有識者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 委員会は、本要領 3 から 5 で定める内容に基づき試験実施機関が作成した出題範囲案、配点基準案及び試験問題案を確認し、試験実施機関及び厚生労働省に必要な助言を行う。 試験実施機関と厚生労働省は、委員会の助言を受け、ビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験の出題範囲、配点基準及び試験問題を策定する。<u>なお、試験問題は、専門用語等については注釈として英語や試験実施国の現地語等、他の言語を記載することもできるものとし、作業試験課題については事前に公表する。</u>	
---	---	--

(2) 試験実施体制 試験実施機関は、受験申請受付、試験会場・試験官の手配、採点等、試験に関する事務を実施する。 また、試験の実施に当たっては、厚生労働省の承認を得た上で、都道府県ビルメンテナンス協会及び他の民間事業者等に業務の一部を委託することは妨げない。 (3) 略 3 試験水準 ビルクリーニング分野における初級の技能者が通常有すべき技能を有することを確認する観点から、試験の水準は、ビルクリーニング職種・ビルクリーニング作業の第2号技能実習修了相当の水準（注）とする。	(2) 試験実施体制 試験実施機関は、受験申請受付、試験会場・試験官の手配、採点等、試験に関する事務を実施する。<u>なお、出張試験方式の場合、試験会場の手配及び試験の実施に必要な資機材の準備は出張試験申請者が行うものとする。</u> また、試験の実施に当たっては、厚生労働省の承認を得た上で、都道府県ビルメンテナンス協会及び他の民間事業者等に業務の一部を委託することは妨げない。 (3) 略 3 試験水準 ビルクリーニング分野における初級の技能者が通常有すべき技能を有することを確認する観点から、試験の水準は、ビルクリーニング職種・ビルクリーニング作業の第2号技能実習修了相当の水準（注）とする。	試験方法の変更に伴い削除 試験方法の変更に伴い削除
--	---	---

なお、試験実施機関は、２（１）の試験問題案の作成に当たり可能な限り試行的な試験を行い、その結果、当該試験が求められる技能を適切に測定するものとなっていないと判明した場合は、試験問題の修正等の必要な対応を行う。 <u>（注）場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、作業手順に基づき、自らの判断により、方法、洗剤および用具を適切に選択して清掃作業を遂行できるレベル。</u> ４ 試験科目 試験科目は、ビルクリーニングに関する「作業の段取り」、「器具の使用」、「資材の使用」、「機械の使用」、「各部位の清掃」、「各場所の清掃」、「廃棄物処理作業」、「資機材の整備」の各業務が適切に遂行できることを確認するものとする。 <u>また、試験時間と問題数については以下のとおりとする。</u>	<u>（注）場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、作業手順に基づき、自らの判断により、方法、洗剤および用具を適切に選択して清掃作業を遂行できるレベル。</u> なお、試験実施機関は、２（１）の試験問題案の作成に当たり可能な限り試行的な試験を行い、その結果、当該試験が求められる技能を適切に測定するものとなっていないと判明した場合は、試験問題の修正等の必要な対応を行う。 ４ 試験科目 試験科目は、ビルクリーニングに関する「作業の段取り」、「器具の使用」、「資材の使用」、「機械の使用」、「各部位の清掃」、「各場所の清掃」、「廃棄物処理作業」、「資機材の整備」の各業務が適切に遂行できることを確認するものとする。	記載順序の整理
--	---	----------------

① 試験時間：学科試験 20 分、実技試験 30

分、合計 50 分

② 問題数：学科試験 20 問、実技試験 30

問、合計 50 問

5 合否の基準

学科試験の点数が満点の 60%以上、かつ実技試験の点数が満点の 60%以上を合格基準とする。

6 試験の不正防止策

受験者規模に応じた適正な人数の試験官を配置するとともに、遅刻者の扱いや途中退出等に係るルールを定め適正な試験の実施に努めることとする。

試験官は、持ち物検査の実施、スマートフォン等通信機能付きの携帯情報端末等の管理を徹底するなど不正防止策を講じるとともに、常に不正行為を監視し、不正行為があっ

5 合否の基準

判断試験の点数が満点の 60%以上、かつ作業試験の点数が満点の 60%以上を合格基準とした上で、委員会で合否を判定する。

6 試験の不正防止策

(1) 試験実施機関は、受験者規模に応じた適正な人数の試験官を配置するとともに、遅刻者の扱いや途中退出等に係るルールを定め適正な試験の実施に努めることとする。

試験官は、常に不正行為を監視し、不正行為があったことを確認した場合には、試験官の判断に基づき、当該不正行為に係る受験者の試験を中止し、退場させることと

たことを確認した場合には、試験官の判断に基づき、当該不正行為に係る受験者の試験を中止し、退場させることとする。

なお、試験の実施に当たっては、受験申請情報と、パスポート等顔写真付きの身分証明書により、本人確認を行う。これらの確認ができない場合には、当該受験者の受験は認めないこととする。

また、試験実施機関は、不正の手段によってビルクリーニング分野特定技能1号評価試験を受けようとする者又は合格証明書を偽造した者に対して、その試験を受けることを禁止し、又は5年以内の期限を定めてビルクリーニング分野特定技能1号評価試験を受けることができないものとすることができる。

なお、このとき、受験料は返還しない。

する。

なお、試験の実施に当たっては、受験申請書とともに提出された写真により本人確認を行うとともに、受験資格の有無をパスポート等により確認する。これらの確認ができない場合には、当該受験者の受験は認めないこととする。

(2) 試験実施機関は、不正の手段によってビルクリーニング分野特定技能1号評価試験を受け、又は受けようとする者に対しては、その試験を受けることを禁止し、合格の決定を取り消し、又は5年以内の期限を定めてビルクリーニング分野特定技能1号評価試験を受けることができないものとすることができる。

7 試験結果の公表方法 <u>試験実施機関は、厚生労働省に対し、試験実施報告書を提出するとともに、自らのウェブサイトにおいて試験結果を公表する。</u> 厚生労働省は、試験結果について、厚生労働省ホームページにおいて公表する。 また、厚生労働省は、各事業年度終了後、法務省に対し、遅滞なく試験実施状況報告書（実施した試験の内容及び結果概要を含む。）を提出し法務省の確認を受け、当該報告書を公表する。 8 その他必要事項 (1) 略 (2) 合格の取り消し 以下の不正行為が合格通知又は合格証明書交付後に判明した時は、試験実施機関は、当該不正行為を行った者に対して文書<u>の送付</u>をもってその試験の合格を取り消すとともに、	7 試験結果の公表方法 厚生労働省は、試験結果について、厚生労働省ホームページにおいて公表する。 また、厚生労働省は、各事業年度終了後、法務省に対し、遅滞なく試験実施状況報告書（実施した試験の内容及び結果概要を含む。）を提出し法務省の確認を受け、当該報告書を公表する。 8 その他必要事項 (1) 略 (2) 合格の取り消し 以下の不正行為が合格通知又は合格証明書交付後に判明した時は、試験実施機関は、当該不正行為を行った者に対して文書をもってその試験の合格を取り消すとともに、<u>既に交</u>	
--	--	--

<u>合格証明書を交付した者に対しては合格証明書を返還させる。</u> <u>なお、このとき、受験料及び合格証明書交付手数料は返還しない。</u> ① 試験問題、採点基準等の秘密事項について試験関係者に情報を求め、かつ、これを受けたとき ② 受験申請書の記載内容に偽りがあったとき ③ <u>1（6）に定める受験資格を有しないことを確認したとき</u> ④ <u>その他の不正行為があったとき</u> （3） 略 （4） 合格証明書の再交付 ① 合格証明書の再交付は、試験合格者や受入れ機関からの申請により行うことができる。ただし、当該試験の合格発表日から10年に満たない時点で申請のあった場合に限る。再交付に当	<u>付した合格証明書を返還させる。</u> ① <u>判断</u>試験問題、採点基準等の秘密事項について試験関係者に情報を求め、かつ、これを受けたとき ② 受験申請書の記載内容に偽りがあったとき ③ <u>その他受験に関して不正行為があったとき</u> （3） 略 （4） 合格証明書の再交付 ① 合格証明書の再交付は、試験合格者や受入れ機関からの申請により<u>1回に限り</u>行うことができる。ただし、合格証明書の発行日から10年に満たない時点で申請のあった場合に限る。再交	
---	--	--

たっては、受入れ機関は試験実施機関に対し、再交付に係る発行手数料を納付するものとする。

②～③ 略

(5)～(7) 略

附則

この改正は令和7年3月10日から施行し、施行後に実施する試験について適用する。

付に当たっては、受入れ機関は試験実施機関に対し、再交付に係る発行手数料を納付するものとする。

②～③ 略

(5)～(7) 略

附則

この改正は令和3年10月1日から施行し、施行後に受験申請を開始する試験について適用する。

別紙 1

■ コンピュータ・ベースド・テスト(CBT) 方式及びペーパーテスト方式

課題名	配点	基準点	合否基準
<u>学科試験</u>	4 0	2 4	学科試験の点数が満点の 60% 以上、かつ実技試験の点数が満点の 60% 以上
<u>実技試験</u>	6 0	3 6	
合計	1 0 0	6 0	

別紙 2

(1) ～ (4) 省略

(5) 各部位の清掃

次に掲げる各部位について、日常清掃作業が手際よくでき、及び定期清掃作業ができること

別紙 1

■ 実技試験

課題名	配点	基準点	合否基準
<u>判断試験（ペーパー試験）</u>	4 0	2 4	判断試験の点数が満点の 60％以上、かつ <u>作業試験（作業 1・2・3）</u> の点数が満点の 60％以上
<u>作業試験</u>	6 0	3 6	
<u>作業 1：床面の定期清掃作業</u>			
<u>作業 2：ガラス面の定期洗浄作業</u>			
<u>作業 3：洋式大便器の日常清掃作業</u>			
合計	1 0 0	6 0	

別紙 2

■ 実技試験（ビルクリーニング）

(1) ～ (4) 省略

(5) 各部位の清掃

次に掲げる各部位について、日常清掃作業が手際よくでき、及び定期清掃作業ができること

1) 床面（弾性、硬性、繊維系、木質系等）、 2) 壁面（壁、窓、窓枠等）、 3) 立体面（扉、柱、便器、洗面台、ブラインド等） 4) 什器及び備品（机、椅子、ロッカー、<u>ベッド等</u>） 5) 天井面（換気扇、空調吸排口、照明器具等） （6）各場所の清掃 次に掲げる各場所について、日常清掃作業が手際よくでき、及び定期清掃作業ができること 1) 玄関ホール、2) 事務室、3) 会議室、役員室及び応接室、 4) 客室、病室等（<u>ベッドメイク作業やアメニティ交換等を含む一連の清掃作業</u>）、5) 通路及びエレベータホール 6) 湯沸室及び給湯室、7) 昇降装置、8) 階段、9) 食堂、 10) 更衣室、浴室及びシャワールーム、11) 喫	1) 床面（弾性、硬性、繊維系、木質系等）、 2) 壁面（壁、窓、窓枠等）、 3) 立体面（扉、柱、便器、洗面台、ブラインド等） 4) 什器及び備品（机、椅子、ロッカー等） 5) 天井面（換気扇、空調吸排口、照明器具等） （6）各場所の清掃 次に掲げる各場所について、日常清掃作業が手際よくでき、及び定期清掃作業ができること 1) 玄関ホール、2) 事務室、3) 会議室、役員室及び応接室、 4) 客室、病室等、5) 通路及びエレベータホール 6) 湯沸室及び給湯室、7) 昇降装置、8) 階段、9) 食堂、 10) 更衣室、浴室及びシャワールーム、11) 喫	
--	---	--

煙スペース、 12) ごみ集積所、13) 駐車場、14) 屋上及びベランダ、 15) 外周及び犬走り、16) トイレ（日常清掃に限る。）及び洗面所 <u>17) 資機材倉庫</u> （7）～（8） 省略	煙スペース、 12) ごみ集積所、13) 駐車場、14) 屋上及びベランダ、 15) 外周及び犬走り、16) トイレ（日常清掃に限る。）及び洗面所 （7）～（8） 省略	
--	--	--